

船舶事故調査報告書

令和3年6月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年3月9日 16時20分ごろ
発生場所	沖縄県久米島町仲里漁港東方沖 仲里港北防波堤灯台から真方位097° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯26° 20.9′ 東経126° 51.5′）
事故の概要	漁船朝丸は、操業中、浅瀬に乗り揚げた。 朝丸は、右舷船底外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和3年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 朝丸、1.7トン ON3-35846（漁船登録番号）、個人所有 7.46m×2.32m×0.67m、FRP ディーゼル機関、77.20kW、平成3年4月1日 第296-25678号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年12月9日 免許証交付日 平成28年12月22日 （令和4年12月8日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	右舷船底外板に亀裂及び擦過傷、シューピースに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向北、波高約2m、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和3年3月9日09時ごろ仲里漁港を出港した。 船長は、10時ごろから久米島東方の御神岬付近の漁場で一本釣り漁を行っていたところ、15時ごろ漁業無線で海況が悪化するとの情報を聞いたので、仲里漁港に向けて帰航を開始することとした。 船長は、一本釣り漁の釣果が芳しくなく、また、最近付近でさらがよく釣れていると聞いていたので、さらひき縄漁を行いながら帰航することとし、船尾にある巻上げ機から漁具を出し、久米島の東

	<p>方沖に拡延するリーフの北側を仲里漁港に向けて約5ノットの対地速力で西進した。</p> <p>船長は、仲里漁港に近づいてきたので漁具を回収することとし、巻上げ機を作動させた後、間もなくして主機のクラッチを中立とし、更に漁具を回収していたところ、漁具の先端の仕掛けにさわらが1匹掛かっているのを認めた。</p> <p>船長は、GPSプロッターを見て周囲の水深が約60mであったので問題ないと思い、操縦席から離れて前方にある舷門に向かい、さわらを引き揚げた直後、船首目前に波高約3mの白波が立っているのを認め、初めて本船が圧流されて浅瀬に接近していることに気付いた。</p> <p>船長は、すぐに操縦席に戻り、クラッチを後進に入れてスロットルを全開としたものの、16時20分ごろ本船の船尾付近が浅瀬に乗り揚げたのを認め、主機を停止した。</p> <p>船長は、携帯電話で家族に本船が浅瀬に乗り揚げたことを連絡した後、船外に降り、右舷側に傾斜した船体の向きを変えて浅瀬から出ることができないか試みていたところ、付近を航行中に本船の異変に気付いた僚船2隻が来援したので、本船をアンカーを入れて固定した後、僚船に乗船して仲里漁港に戻った。</p> <p>所属の漁業協同組合担当者は、20時30分ごろ海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、3月11日に僚船等により引き出され、仲里漁港にえい航された後、陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の損傷状況 写真2 GPSプロッターによる本船の航跡 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.0mであった。</p> <p>本船が浅瀬に乗り揚げた後、船長が船外に降りた時、海面の高さは船長の腰付近であり、水深が約0.8mであった。</p> <p>船長は、久米島周辺における漁業の経験が30年以上あり、本事故発生場所付近の浅瀬の存在を認識していた。</p> <p>船長は、持病がなく、本事故当日の健康状態は良好であった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、久米島東方沖において波高約2mの北からのうねりが発生している状況下、船長が、主機のクラッチを中立とし、さわらを引き揚げることに意識を向けていたことから、北からのうねりに圧流されて浅瀬に接近していることに気付いた際、急いで後進にかけたものの、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、久米島東方沖において波高約2mの北からのうねりが発生している状況下、船長が、主機のクラッチを中立とし、さらさらを引き揚げることに意識を向けていたため、北からのうねりに圧流されて浅瀬に接近していることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の操船者は、操業にのみ意識を向けることなく、うねりによる圧流にも留意し、常時適切に周囲の見張りを行うこと。 ・ 漁船の操船者は、浅瀬の近くで操業する場合、波浪によって圧流される方向に注意するとともに、主機をすぐに操作できるよう備えておくこと。 ・ 漁船の操船者は、操業中に海況の悪化が見込まれた場合、操業を中止し、可能な限り早めに帰港するよう心掛けること。

付図1 事故発生経過概略図

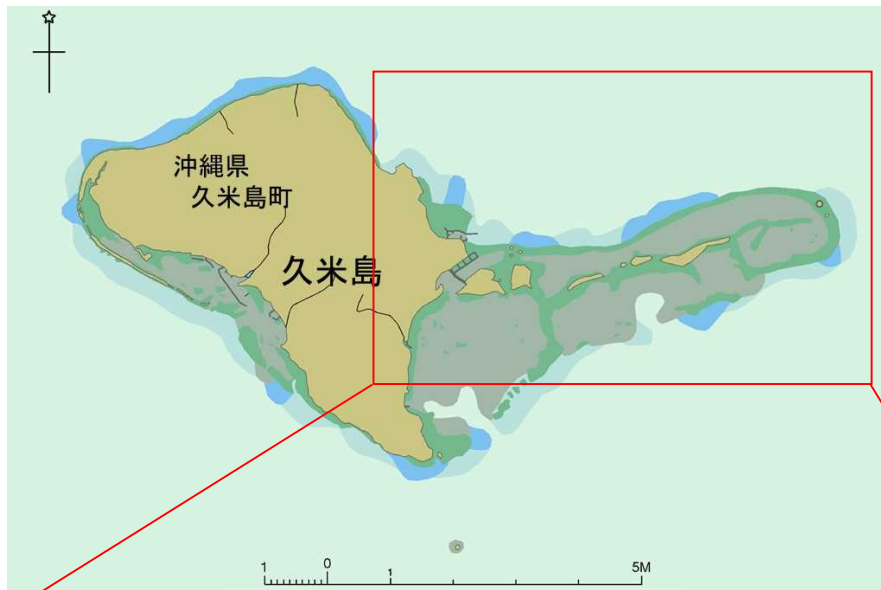


写真1 本船の損傷状況

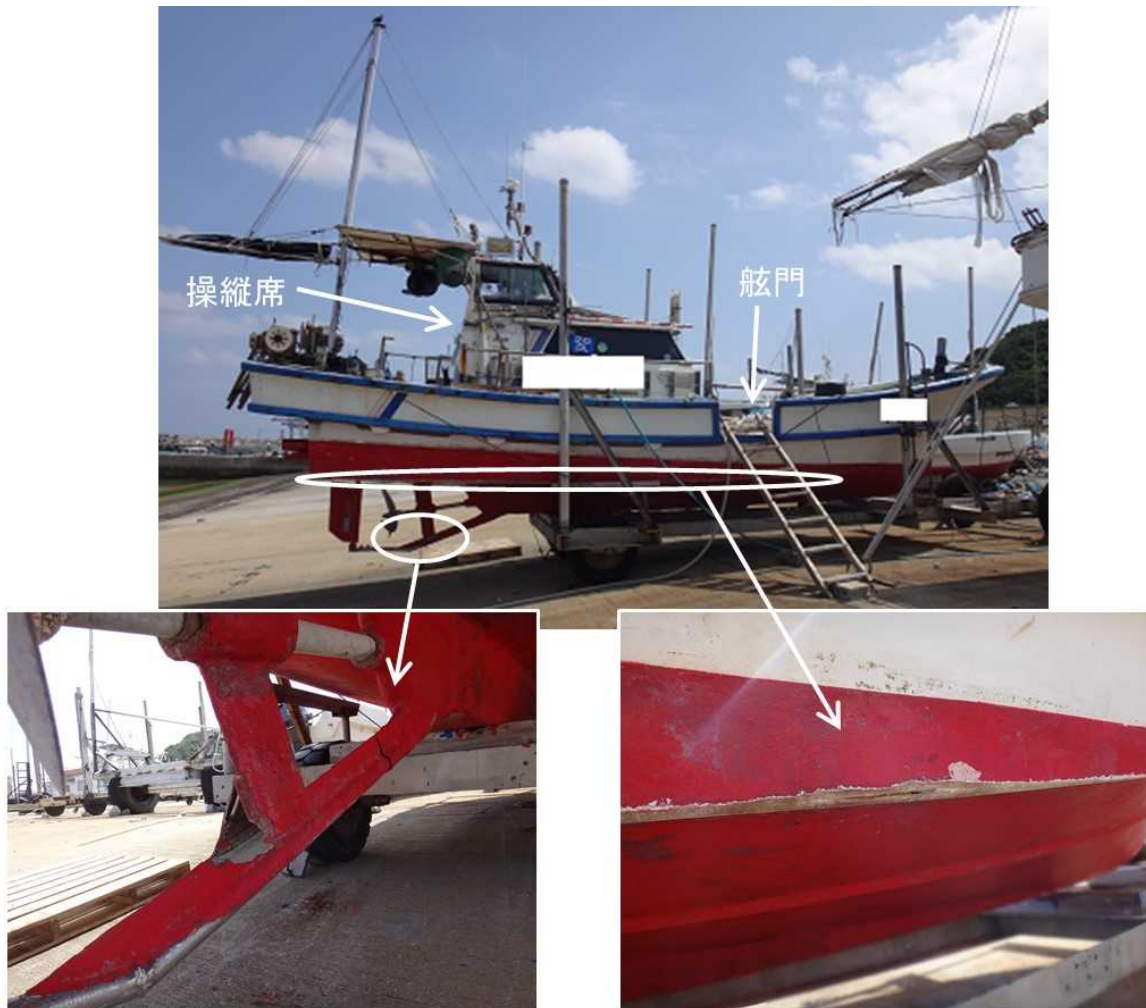


写真2 GPSプロッターによる本船の航跡

